ＩＳＳＵＥ　ＢＲＩＥＦ

生物多様性の保全

―地方の役割を中心に―

国立国会図書館　ISSUE BRIEF　NUMBER 692(2010.11.30.)

はじめに
Ⅰ　生物多様性保全の枠組み
　1　生物多様性条約
　2　我が国の取組
Ⅱ　我が国の生物多様性保全政策における地方の役割
　1　地方の位置付け
　2　地方の取組の支援
　3　地方の取組状況
Ⅲ　地方の役割をめぐる国際的な動き
　1　国際会議
　2　生物多様性のためのローカルアクション（LAB）
おわりに

生物多様性の問題では、地域での具体的な取組が必要であること、地方自治体が土地利用や消費者の啓発にあたり重要な役割を担っていることなどから、地方自治体の果たす役割は大きい。

我が国では、生物多様性基本法で、地方自治体に生物多様性地域戦略策定の努力義務を規定している。環境省は、生物多様性地域戦略策定の手引きの作成などにより、地方自治体の取組を支援している。

2008 年にドイツ・ボンで開催された生物多様性条約第 9 回締約国会議では、都市や地方自治体の参画促進を呼びかける決議が初めて採択された。2010 年に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議では、都市や地方自治体に関する行動計画が採択された。地方自治体による国際的な連携の取組も進められている。

農林環境課

（大塚（おおつか）　路子（みちこ））

調査と情報

第６９２号

はじめに

生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることを意味し、多様なタイプの生態系があるという「生態系の多様性」、いろいろな種類の生きものがいるという「種の多様性」、同じ種の中でも遺伝的な差異があるという「遺伝子の多様性」の3つの概念を含むものである[1]。生きものの「つながり」と「個性」と言い換えることもできる[2]。生物多様性は、食料、木材などの供給機能、気候調整、水の浄化などの調整機能等、人間に多くの恵みをもたらしており、これは「生態系サービス」と呼ばれている。しかし、国連の「ミレニアム生態系評価」は、人間が歴史上平均的な絶滅速度の1,000倍ほどに種の絶滅速度を増加させてきたこと、評価対象とした生態系サービスのうち6割が劣化しているか、または非持続的に利用されていることなどを指摘している[3]。生物多様性を保全し、持続可能な方法で利用するための行動が必要とされている。

生物多様性の問題では、様々な主体の取組が求められるが、特に、生物多様性は地域ごとに特性を持つことから、地域での具体的な取組が必要であり、また、地方自治体は土地利用や消費者の啓発にあたり重要な役割を担っていることなどから、地方自治体に焦点をあてた議論や取組が見られる。本稿では、生物多様性と地方自治体をめぐる動きを紹介する。

Ⅰ　生物多様性保全の枠組み

1　生物多様性条約

「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」という）は、1992年の国連環境開発会議に合わせ採択された条約である。熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行や人類存続に欠かせない生物資源の消失の危機感などが動機となり、生物全般の保全に関する包括的な国際的枠組みを設けるために策定された[4]。同条約は、1993年12月に発効し、現在、193の国と地域が同条約を締結している[5]。我が国は、1993年5月に同条約を締結した。

生物多様性条約には、3つの目的がある。①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分である。また、目的を達成する手段として、遺伝資源の取得の適当な機会の提供、関連のある技術の適当な移転、適当な資金供与が挙げられている（第1条）。単に自然保護や生物多様性の保全に関する条約ではなく、日常生活や社会経済活動にもつながりの深い持続可能な利用

---

1 生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義されている（生物多様性条約第2条）。

2 『生物多様性国家戦略2010』2010.3.16, p.9. 環境省HP <http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=15315&hou_id=12273>

3 Millennium Ecosystem Assessment編（横浜国立大学21世紀COE翻訳委員会監訳）『生態系サービスと人類の将来―国連ミレニアムエコシステム評価―』オーム社, 2007, pp.8, 9.

4 前掲注2, p.2.

5 米国は署名のみで批准はしていない。

や、遺伝資源と知的所有権といった国家間の利害関係をも含んだ条約となっている[6]。

締約国会議（Conference of the Parties：以下「COP」の後に開催回数をつけて表記）は、概ね2年に1度開催されている。2002年にオランダ・ハーグで開催されたCOP6では、「2010年までに生物多様性の現在の損失速度を顕著に減少させる」という2010年目標を含む「生物多様性条約戦略計画」が採択された。しかし、生物多様性条約事務局は、2010年5月に公表した「地球規模生物多様性概況第3版」において、2010年目標は達成されなかったと結論づけた[7]。2010年に名古屋で開催されたCOP10では、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書と2011年以降の新戦略計画が採択された[8]。新戦略計画には、「2020 年までに生態系が強靭で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との全体目標や「少なくとも陸域の17%と海域の10%を保護地域として保全する」など20の個別目標が盛り込まれた。

2　我が国の取組

（1）生物多様性基本法

「生物多様性基本法」（平成 20 年法律第 58 号）は、平成 20 年 5 月に与野党の共同提案により国会に提案され、全会一致で可決・成立し、同年 6 月に施行された。生物多様性に関して多岐にわたっていた国内法制の体系化を図る必要があったこと、閣議決定による生物多様性国家戦略では限界があったことなどを背景とする[9]。同法は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、国等の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めたものである[10]。同法では、環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、生物多様性国家戦略を基本とすることなどが規定されている[11]。

（2）生物多様性国家戦略

生物多様性条約では、各国政府が生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略を策定することが求められている（第 6 条）。我が国では、平成 7 年に最初の「生物多様性国家戦略」が策定された。国家戦略策定後、生物多様性に関係の深い政策の基本方針を定める法律に生物多様性保全が位置付けられた[12]。その後、国家戦略の改定が行われ、

---

6 『環境白書・循環型社会白書／生物多様性白書』平成 21 年版, 2009, p.247.

7 *Global Biodiversity Outlook 3 - Executive Summary,* Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2010, p.5. 生物多様性条約事務局 HP <http://www.cbd.int/gbo/gbo3/doc/GBO3-Summary-final-en.pdf>

8 「生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催について（結果概要）」2010.10.30.　外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/seibutsu_tayosei/cop10_gk.html>

9 谷津義男ほか『生物多様性基本法』ぎょうせい, 2008, p.14.

10 生物多様性基本法第 1 条

11 生物多様性基本法第 12 条第 2 項

12 西井正弘編『地球環境条約―生成・展開と国内実施』有斐閣, 2005, p.129.　河川法、海岸法、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法等がある。なお、自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の目的規定への「生物の多様性の確保」の追加は、それぞれ平成 21 年改正、平成 14 年改正による。

平成 14 年に「新・生物多様性国家戦略」、平成 19 年に「第三次生物多様性国家戦略」が策定された。さらに、平成 20 年に「生物多様性基本法」が制定されたことから、同法に基づく国家戦略を早期に策定する必要が生じ、「生物多様性国家戦略 2010」が策定され、平成 22 年 3 月に閣議決定された。

「生物多様性国家戦略2010」は、「第三次生物多様性国家戦略」を基本として必要な内容の充実を図ったものであり、中期目標（2050年）と短期目標（2020年）の設定、COP10を踏まえた国際的な取組の推進およびCOP10を契機とした国内施策の充実・強化が主な変更点である。同戦略は2部構成となっており、第1部では、「科学的認識と予防的順応的態度」など5つの基本的視点、「生物多様性を社会に浸透させる」など4つの基本戦略について示し、概ね平成24年度までの方向性を明らかにした。第2部は、実践的な行動計画となっている。COP10終了後には、COP10の成果も踏まえ、「生物多様性国家戦略2010」を見直す予定となっている[13]。

Ⅱ　我が国の生物多様性保全政策における地方の役割

1　地方の位置付け

（1）生物多様性基本法

生物多様性基本法は、地方公共団体が、国の施策に準じた施策や自然的社会的条件に応じた施策を策定・実施する責務（第 5 条）、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として「生物多様性地域戦略」を策定する努力義務（第 13 条）を規定している。生物多様性地域戦略で定めるべき事項は、①対象区域、②目標、③総合的かつ計画的に講ずべき施策である。

生物多様性地域戦略については、分権型社会への移行が予想される中で、今後の地方での生物多様性管理のシナリオとして機能する可能性がある生物多様性地域戦略が法律に基づく正式な行政計画として認められた意義は大きいこと[14]、生物多様性地域戦略は共同策定が可能とされているが、共同地域戦略の発想は、生態系のつながりという観点と符合し、特筆すべきこと[15]が指摘されている。

（2）生物多様性国家戦略

「第三次生物多様性国家戦略」は、地方公共団体、企業、NGO、国民の参画の促進について記述したことを一つの特徴としているが[16]、「生物多様性国家戦略2010」はこれを引き継ぎ、さらに、地域レベルの取組の促進・支援についても内容を充実させた。地方公共団体の果たすべき役割についても言及している。国家戦略に示された基本的な方向に沿いつつ、地域の自然的社会的条件に応じて国の施策に準じた施策やその他の独自の施策を総合的かつ計画的に進めることが期待され、生物多様性地域戦略の策定などにより、それぞれ

---

13 前掲注 2, p.6.

14 及川敬貴「生物多様性をめぐる国内制度」『Law & technology』47 号, 2010.4, pp.15-16.

15 及川敬貴『生物多様性というロジック―環境法の静かな革命』勁草書房, 2010, p.145.

16 前掲注 2, p.4.

の地域の特性に応じた取組を進めることが重要であるとしている[17]。また、生物多様性地域戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも必要であり、すべての地方公共団体に策定が期待されること、国は、「生物多様性地域戦略策定の手引き」の普及や各地域の取組事例の紹介によって、生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促すことなどを述べている[18]。

2　地方の取組の支援

（1）生物多様性地域戦略策定の手引き

環境省は、地方公共団体が生物多様性地域戦略を策定する際に参考となるような基本的な情報を示した「生物多様性地域戦略策定の手引き[19]」を平成21年9月に取りまとめた。平成22年5月には、「生物多様性国家戦略2010」の策定等を踏まえ、部分的に修正した。

同手引きは、①生物多様性地域戦略の必要性、②生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の全体像、③生物多様性地域戦略の策定過程等における参加・連携等の手法、④生物多様性地域戦略の内容検討及び推進・進行管理の手法、からなる。

生物多様性地域戦略策定の意義について、生物多様性のあり様や課題は地域ごとに異なること、地域づくりには様々な行政分野が関わり、住民の暮らしのあり方や事業者のあり方とも関わること、地域の固有性を踏まえ、人間の社会経済活動と自然が調和する地域づくりの推進が重要であることを指摘し、生物多様性の保全と持続可能な利用の地域レベルでの確保は、地域社会を豊かで持続可能なものにし、地域の活性化につながることも期待できるとしている[20]。また、地域戦略の策定段階から関係者（関係部局、研究者、NPO、事業者、住民等）に協力してもらうことにより、策定した戦略の推進・進行管理の段階における活動に結びつけていくことが大切であるとしている[21]。

（2）生物多様性保全推進支援事業

環境省では、平成20年度から、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等に必要な経費の一部を国が交付する「生物多様性保全推進支援事業[22]」を実施している。交付金の交付対象は、地域生物多様性協議会（2以上の主体から構成され、会員に地方公共団体等を含む）が実施する、①野生動植物保護管理対策、②外来生物防除対策、③重要生物多様性地域対策のいずれか一つの項目に該当する活動である。これまでに、「知床世界自然遺産地域における生物多様性保全事業」、「いしかわの里山の生物多様性保全再生事業」、「豊岡コウノトリ生息地保全対策事業」、「アルゼンチンアリ防除モデル事業」など、平成20年度19か所、平成21年度7か所、平成22年度3か所の地域生物多様性協議会による活動が採択されている[23]。

---

17 同上, p.5.

18 同上, p.64.

19 環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き」2010.5. 環境省自然環境局生物多様性センターHP <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/local/guide/reports/biodiversity_local_guide.pdf>

20 同上, pp.5-6.

21 同上, p.27.

22 「生物多様性保全推進支援事業」環境省 HP <http://www.env.go.jp/nature/biodic/shien/index.html>

23 同上

また、環境省では、平成 22 年度から、同事業を拡充し「地域生物多様性保全活動支援事業[24]」を創設した。この事業には、①生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定を対象とする「生物多様性保全計画策定事業」（委託事業）、②①の法定計画等に基づく先進的・効果的な取組を対象とする「地域生物多様性保全実証事業」（委託事業）が含まれる。対象となる法定計画等は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく「保護増殖事業計画」など、7 法律に基づく法定計画等である。平成 22 年度は、沖縄県、横浜市など 7 団体が生物多様性地域戦略の策定団体として採択された[25]。

（３）地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案

政府は、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案」を 2010 年 10 月 8 日に閣議決定し、第 176 回国会に提出した。同法律案は、多種多様な生態系を有する我が国における生物多様性の保全のためには、全国的な見地からの取組に加え、地域の特性を踏まえた活動が必要であり、その中心的な役割を担う地方公共団体や民間団体、住民等の多様な主体の連携が重要であることなどを踏まえたものである。その主な内容は、①主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）による地域連携保全活動基本方針の策定、②市町村による地域連携保全活動計画の作成、③地域連携保全活動計画に基づく活動の実施についての自然公園法、森林法、都市緑地法等の特例等[26]である。また、地方公共団体は、関係者（地域連携保全活動の実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う体制を確保するよう努めることとされている。

３　地方の取組状況

（１）生物多様性地域戦略の策定

生物多様性地域戦略は、平成 21 年度末時点で、埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県、流山市、名古屋市、高山市などで策定され[27]、平成 22 年度には、新たに北海道、栃木県で策定されている。「生物多様性国家戦略 2010」では、COP11（2012 年）までにすべての都道府県が生物多様性地域戦略の策定に着手していることを目標として掲げている[28]。表 1 は、生物多様性地域戦略の例である。

しかし、生物多様性地域戦略策定の着手は 2012 年以降にずれ込むとしている県も 4 県あり、目標達成は厳しい状況である[29]。未策定の地方公共団体は、人手や予算不足、知識

---

24 「地域生物多様性保全活動支援事業」『平成 22 年度環境省予算（案）主要新規事項等の概要』2009.12. 環境省 HP <http://www.env.go.jp/guide/budget/h22/h22-gaiyo-2/042.pdf>　生物多様性保全推進支援事業も地域生物多様性保全活動支援事業の一部に位置付けられた。

25 「平成 22 年度地域生物多様性保全活動支援事業の採択事業の決定について（お知らせ）」2010.7.1.　環境省 HP <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12669>

26 自然公園法等の規制がかかる保全活動の例として、国立公園区域内の里山における竹林の伐採がある。

27 『環境白書・循環型社会白書／生物多様性白書』平成 22 年版, 2010, p.90.

28 前掲注 2, p.234.　なお、市町村についての言及はない。

29 「生物多様性地域戦略 8 道県のみ　策定遅れ　「人手も理解も不足」」『読売新聞』2010.10.8, 夕刊.

不足、手引きに具体性がないためどうすればよいのかわからないことなどを理由にあげている[30]。また、生物多様性地域戦略の実効性は疑問であるとしたり[31]、山林や里山がないとして、地域戦略を策定しない地方公共団体もある[32]。

一方、生物多様性地域戦略の策定がいくつかの地方公共団体で進んでいることについて、具体的な目標の設定や、他部局の計画との調整、予算の確保など、戦略の実効性に関して克服すべき課題はあるものの、生物多様性保全の視点から自治体の施策が体系的に整理されたことは一つの成果との評価がある[33]。しかし、ほとんどの策定済みの地域戦略には生物多様性条約での 2010 年目標への言及がなく、COP10 で採択された新たな目標の達成に向けた取組の記述を求める意見もある[34]。

表１　生物多様性地域戦略に相当する計画・戦略の例

	名称	策定	特徴
埼玉県	生物多様性保全県戦略	H20.3	・家庭、事業所等での取組可能事例の紹介 ・ポンチ絵を多用したわかりやすい取組イメージの紹介
千葉県	生物多様性ちば県戦略	H20.3	・計画段階から県民参画を行う「千葉方式」 ・地球温暖化と生物多様性を一体的に捉える視点 ・生物多様性センターの設置
長崎県	長崎県生物多様性保全戦略	H21.3	・基本法施行後で全国初の策定 ・多様な主体の役割を明記 ・市町、NPO 等への支援事業を創設
愛知県	あいち自然環境保全戦略	H21.3	・生態系ネットワークの形成 ・環境保全型農業の推進等 ・企業活動と生物多様性の調和を目指す方向性を呈示
名古屋市	生物多様性 2050 なごや戦略	H22.3	・「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の 2 つの柱を基本として策定

（出典）「生物多様性地域戦略の策定状況について」（第 8 回環境省政策会議　資料 1-3），2010.1.21. <http://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi/epc008/mat01_3.pdf> 等を基に筆者作成

（２）具体的な取組事例

近年、農村部では特に生物多様性保全を地域活性化に結びつけた取組、都市部では特に開発と保全をめぐる取組などの事例がある。

兵庫県豊岡市では、日本では野生で一度絶滅したコウノトリも住める豊かな環境を作ることをねらいとして、様々な取組を行ってきた[35]。一つの例が農薬の使用を抑えた「コウ

---

30 同上;「保全戦略策定　現状は 10 県市　生物多様性に遅れ」『東京新聞』2010.6.28;「生物多様性　地域戦略、意識に落差　国「特色反映」、自治体「具体性ない」」『読売新聞』（愛知）2010.2.22.

31 『読売新聞』（愛知）　同上

32 「「里山文化」の活用確認　自治体会議で総括発表」『毎日新聞』（中部）2009.11.14.

33 関健志「日本国内における「都市と生物多様性」に関する自治体の取り組みについて」『都市における生物多様性保全のためのアジアイニシャティブ準備事業　日本調査報告書』イクレイ日本, 2010.3.31, p.48.　イクレイ HP <http://www.iclei.org/fileadmin/user_upload/documents/Japan/2010/H21Kikin-Reports/Japan-Report_Japanese_.pdf >

34 草刈秀紀「生物多様性条約における「2010 年目標」の評価と今後の課題」『環境と公害』40 巻 1 号, 2010.7, p.37.

35 中貝宗治「コウノトリ保護を通した地域と経済の再生～豊岡の挑戦～」豊岡市 HP <http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1287643973788/files/wabun.pdf>; 同「コウノトリとともに生きる―生物多様性保全の現場から」『環境研究』148 号, 2008, pp.74-82.等

ノトリ育む農法」である。水田魚道の設置や休耕田を湛水状態にしてビオトープ[36]にする取組なども行っている。この農法で作られた米は、通常より高値で取引され、農業者に経済的利益をもたらすとともに、環境保全への意欲を高めている。さらに、コウノトリの野生復帰は、豊岡市にエコツーリズムをもたらしている。

北海道寿都郡黒松内町では、昭和63年から「ブナ北限の里づくり構想」にもとづき、「歌才ブナ林[37]」をシンボルに、自然環境、農業や農村風景、地域文化等を資源としたまちづくりに取り組んでいる[38]。黒松内岳ブナ林再生プロジェクト、生物の生息環境に配慮した工事による農村風景の創造、都市との交流を目的としたブナウォッチングツアーやフットパス[39]の整備などを行ってきており、都市との交流人口が増大している。

千葉県野田市では、江川地区で希少生物の生息が確認されたことから、予定されていた開発を回避し、自然環境の保全・再生を進めている[40]。江川地区は、現在、ブランド米生産エリア、市民農園エリア、保全管理エリアなどにゾーニングされ、市が出資して設立された農業生産法人「野田自然共生ファーム」による有機減農薬米の生産、周辺樹林地の保全と買い取り、水田型市民農園における耕作などが行われている。

横浜市では、民有地の樹林や農地を保全するため、平成21年4月から「横浜みどり税」を導入して財源を確保し、総合的な取組を行っている[41]。税制軽減、緑地保全地域の拡大、地産地消による農業振興、市民組織の育成などである。都市開発が進んでいる場所で土地所有者に協力を求めるためには、施策の担保（買取り補償や将来への信頼）が鍵になり、財源確保が効果的に機能したとされている。

Ⅲ　地方の役割をめぐる国際的な動き

1　国際会議

（1）生物多様性条約締約国会議

2008年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9では、「都市及び地方自治体の参画促進」決議（決議Ⅸ/28）[42]が採択された。条約の実施に関する責任は一義的には締約国にあ

---

36 ビオトープは、本来その地域に住む様々な野生の生物が生きることができる空間のことである。日本では、復元した自然のみをビオトープと呼ぶ傾向にある。（生物多様性政策研究会編『生物多様性キーワード事典』中央法規出版, 2002, p.208.）

37 北限のブナ林であり、昭和3年に国の天然記念物に指定された。市街地から約2キロの場所にある。

38 若見雅明「リレートーク2　北限のブナの森に包まれた持続可能な地域づくり」国際フォーラム　生物多様性と経済の自立、健全な自治体への挑戦（2010.7.29）講演録　日本生態系協会HP <http://www.ecosys.or.jp/eco-japan/activity/symposium/symposium2010/forum2010proceedings_9relaytalk2Kuromatsunai.pdf>; 「生態系守る黒松内方式　国際会議で町長が報告」『北海道新聞』2010.10.27.

39 イギリスを発祥とする森林や田園地帯などの風景を楽しみながら歩くことができる道。

40 『2010年イクレイ日本ケーススタディ　自治体による生物多様性保全活動－アジアでの事例』2010.10, pp.5-7.　イクレイHP <http://www.iclei.org/fileadmin/user_upload/documents/Japan/2010/LA_for_Biodiversity_cases_in_Asia/CS_Japanese.pdf>

41 同上, pp.8-11.

42 UNEP/CBD/COP/DEC/IX/28 “IX/28.Promoting engagement of cities and local authorities,” 9 October 2008. 生物多様性条約事務局HP <http://www.cbd.int/doc/decisions/cop-09/cop-09-dec-28-en.pdf>; 「IX/28. 都市及び地方自治体の参画促進（仮訳）」イクレイHP <http://www.iclei.org/fileadmin/user_upload/documents/Japan/2009/IX28.pdf>

る一方で、「都市や地方自治体」は、①急激な都市化により、意思決定や資源がますます都市に集中し、資源消費を良好に管理するための機会が創りだされていること、②土地利用、都市計画、経済活動、消費者の啓発活動の計画や実施にあたり重要な役割を担っていること、③地域において生物多様性の管理者や利用者と直接的な関係を有していることなどから、条約の履行における関与を促進するものである。同決議では、生物多様性国家戦略において「都市や地方自治体」の役割を位置付け、生物多様性国家戦略・行動計画の実施を支援するような施策を「都市や地方自治体」が取り入れることを助長し、地方の生物多様性戦略・行動計画の策定を国が支援することを奨励している。

COP10 では、「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市、その他地方自治体に関する行動計画（2010-2020）」に関する決議[43]が採択された。行動計画は、生物多様性条約の目的を達成するために、中央政府が地方自治体を支援するためのガイドラインを提供し、COP9 の決議を前進させている[44]。

（２）国際自治体会議

2006 年の COP8 の開催地であったブラジル・クリチバで、翌 2007 年、地方自治体が参加する初めての都市と生物多様性に関する国際会議が開催された。同会議は、生物多様性に関する課題の経験を共有する目的で、クリチバ市と生物多様性条約事務局が主催し、7 か国 21 都市が参加した[45]。生物多様性の問題が最も効果的に対処されるのは、地方の行動を通じてであり、地方自治体の参画が極めて重要であるとする「都市と生物多様性に関するクリチバ宣言[46]」が採択された。

2008 年のドイツ・ボンで行われた COP9 では、並行してボン市や「イクレイ―持続可能性をめざす自治体協議会」（以下「イクレイ」という）[47]が主催する「都市と生物多様性市長会議」が開催され、28 か国 46 自治体などが参加した。同会議では、地方自治体は、市民やその経済活動にとって最も身近な存在であり、国際的な保全の枠組みの実施を成功させるにあたり重要な役割を担っていること、その取組に対する相当の支援と政治的な枠組みの整備を求めていること、国や国際社会とともに取り組んでいくことなどを述べた「行動のためのボン宣言[48]」が採択され、COP9 の閣僚級会合に提出された。前述の COP9 決

---

43 “Plan of action on subnational governments, cities and other local authorities for biodiversity, Decision as adopted(advanced unedited version),” 2 November 2010. 生物多様性条約事務局 HP <http://www.cbd.int/cop/cop-10/doc/advance-final-unedited-texts/advance-unedited-version-local-authorities-en.doc>

44 “Parties adopt the Plan of Action on Cities,” 2010.10.29. イクレイ HP <http://www.iclei.org/index.php?id=11808>

45 UNEP/CBD/Cities/1/3 “REPORT OF THE CITIES AND BIODIVERSITY: ACHIEVING THE 2010 BIODIVERSITY TARGET,” 2007.4.3. 生物多様性条約事務局 HP <http://www.cbd.int/doc/meetings/city/mayors-01/official/mayors-01-03-en.pdf>

46 “CURITIBA DECLARATION: On Cities and Biodiversity,” 2007.3.28. 生物多様性条約 HP <http://www.cbd.int/doc/meetings/city/mayors-01/mayors-01-declaration-en.pdf>

47 「イクレイ―持続可能性をめざす自治体協議会」（ICLEI）は、持続可能な開発を公約した自治体および自治体協会で構成された国際的な連合組織である。1990 年に「国際環境自治体協議会」として設立された。知識の共有や、自治体を支援するためのトレーニング等を行っている。（「イクレイについて」イクレイ HP <http://www.iclei.org/index.php?id=885>）

48 “Cities and Biodiversity Bonn Call for Action” イクレイ HP <http://www.iclei.org/fileadmin/template/project_templates/LAB-bonn2008/user_upload/files/BonnCall_3June2008_English.pdf>; 「都市と生物多様性―「行動のためのボン宣言」（仮訳）」イクレイ HP

議は、「ボン宣言」を受けたものである。ボン宣言のメッセージの一つは、地方分権化の中で、生物多様性についても行政の権限が地方に移されつつあるが、権限と責任だけが委譲され、予算は与えられていない現状から、権限を地方自治体に与えるのなら予算も与える必要があるということである[49]。

2010 年 10 月には、COP10 の関連イベントとして、生物多様性国際自治体会議が開催された。同会議には、31 か国 190 自治体などが参加し[50]、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言[51]」が採択された。同宣言では、地方自治体が、生物多様性条約の目的を果たし、生物多様性減少の進行を食い止める上での重要な役割を果たすことを誓い、締約国などに対し、地方自治体の取組を支えるよう呼びかけている。また、地方レベルの取組として、生物多様性に配慮した都市環境の管理、市街地スプロール化の抑制、意識啓発などの取組を強めていくとしている。

2　生物多様性のためのローカルアクション（LAB）

「生物多様性のためのローカルアクション」（Local Action for Biodiversity: LAB）は、イクレイが、国際自然保護連合（IUCN）と協力して行っている生物多様性と自治体をテーマとした行動指向のイニシアチブである。LAB は、地方自治体レベルの生物多様性管理の向上を目的とし、2006 年に、3 年間のパイロットプロジェクトとして、ドイツのボン市など世界 21 自治体の参加のもとに始まった。プロジェクト参加自治体による地域レベルの活動の支援、教訓の共有促進、生物多様性の優れた実践事例の創出などを目標に掲げ、参加自治体に、計画から実施までの 5 段階の活動を求めている[52]。イクレイでは、2006 年からのパイロットプロジェクトの成果として、参加自治体間のネットワークや能力構築などに貢献し、また、間接的に COP9 決議などを後押ししたとしている[53]。パイロットプロジェクトの終了後、LAB はイクレイのイニシアチブとして採用され、新たな段階がスタートした[54]。

イクレイは、2010 年 10 月、地方自治体の生物多様性実務者向けのガイドブック「LAB ガイドブック：自治体のための生物多様性管理」を発表した。LAB プログラムに参加する先進的自治体の参考にすべき事例が盛り込まれたものである。また、国連人間居住計画（UN-HABITAT）と生物多様性条約事務局は、中央政府が地方自治体を支援するための

<http://www.iclei.org/fileadmin/user_upload/documents/Japan/2009/Bon_Call_for_Action_Japanese.pdf>

49 エリーザ・カルカテーラ, セバスチャン・ウィンクラー「「都市と生物多様性」―解決策の一部としての可能性」『ビオシティ』40 号, 2008, p.104.

50 「別添２　参加自治体等一覧（予定）」愛知県 HP <http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000034/34441/2.pdf>

51 「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言（仮訳）」生物多様性国際自治体会議 HP <http://cop10.jp/citysummit/images/top/sengen101105.pdf >

52 ①評価：生物多様性とその管理を記録した生物多様性報告書の作成、②誓約：生物多様性に関するダーバンコミットメントに署名、③計画：生物多様性の長期戦略・行動計画の策定、④誓約：生物多様性の長期戦略・行動計画の実行に関する誓約、⑤行動：3 年以内の時間的枠組みの 5 種類の新たな生物多様性の取組の実施（”Join ICLEI's Local Action for Biodiversity Now!!!” イクレイ HP <http://www.iclei.org/fileadmin/template/project_templates/localactionbiodiversity/user_upload/LAB_Files/LAB_Info_2009.pdf>）。

53 岸上みち枝「自治体の活動―都市の生物多様性保全のために」『ビオシティ』42 号, 2009, p.126.

54 *LAB News*, Issue 6, 2009.7.　イクレイ HP <http://www.iclei.org/fileadmin/template/project_templates/localactionbiodiversity/user_upload/Issue_6.pdf>

手引書である「生物多様性のためのローカルアクションをサポートする：国の役割」を発表した[55]。これは、前述のイクレイのガイドブックと対をなすものである。

LAB パイロットプロジェクトの参加自治体の取組事例は、表２のとおりである。

表２　LAB パイロットプロジェクト参加自治体の取組事例

クリチバ市 （ブラジル）	バイオシティ・プログラム：生物多様性を考慮に入れた都市計画 5 つの主要プロジェクト ①在来植物に関する知識を増やし、親しんでもらうために、花壇に在来植物を植える、②地域社会の積極的参加による生物保護団体を作る、③バリグイ河活性化戦略計画で、水源を保護する、④市内に在来種の木を植える、⑤自転車道や歩行者専用道路、線状に伸びる公園などの交通網を作るグリーンラインプロジェクト
ダーバン市 （南アフリカ）	生態系の社会経済的価値 生態系の経済的価値評価を行い、生命維持にとって重要な生態系の働きを立証して、低・未利用地の管理と資金調達の情報源として役立てた。2003 年の調査では、生態系の経済的価値が 4 億米ドル／年と見積もられた（観光による価値は除く）。
ボン市 （ドイツ）	生物多様性の地域的行動と国際的な関わり ・空地の地域プログラム ・教育・啓発 ・流通する木材を 100%FSC（森林管理協議会）認証のものにすることを目指した持続可能な購入のパイロットプラン
ワイタケレ市 （ニュージーランド）	在来種保護と市民の関わり 市民の生物多様性管理と政策決定への参加の推進 ・Ark in the Park（在来種復活のためのボランティアによる地域再生プロジェクト） ・Twin Streams プロジェクト（効率的な雨水管理と川の生物多様性の回復）

（出典）『都市と生物多様性―ケーススタディーシリーズ』イクレイ日本, 2009. を基に筆者作成。

おわりに

生物多様性保全のために、内外の地方自治体では様々な取組が行われており、国際的な連携も進められている。生物多様性の問題に対処するためには、地方自治体のあらゆる業務の中に生物多様性の要素を取り入れていくという視点が重要である[56]。しかしながら、生物多様性地域戦略のような包括的な戦略の策定は有効とはいえ、我が国の地方自治体ではその策定はなかなか進んでおらず、環境省では、情報提供を進めるなど支援の強化を検討している[57]。COP10 では、「サブナショナル政府、都市、その他地方自治体に関する行動計画」が採択されており、今後も地方自治体の取組が注目される。

---

55 「イクレイの国際的な生物多様性プログラムに国際的な都市が参加：生物多様性のためのローカルアクション」2010.11.5. イクレイ HP <http://www.iclei.org/index.php?id=11821>

56 古田尚也「生物多様性をめぐる国際的動向と都市・地方自治体の役割―3R から 4R へ」『アーバン・アドバンス』52 号, 2010.6, p21.

57 「地域戦略　自治体策定進まず　息の長い取り組み必要」『読売新聞』（中部）2010.9.17.